

目次

第1部
総則**第1章 計画の目的・方針**

第1節 三重県の地震・津波対策の考え方…………… 9

第2節 計画の位置づけ及び構成…………… 13

第2章 計画関係者の責務等

第1節 県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割…………… 18

第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱…………… 20

第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害

第1節 三重県の特質…………… 31

第2節 三重県における既往の地震・津波災害…………… 36

第4章 被害想定等

第1節 プレート境界型地震にかかる被害想定…………… 40

第2節 内陸直下型地震にかかる被害想定…………… 51

第3節 地震・津波に関する調査研究の推進…………… 56

第2部
災害予防・
減災対策**第1章 自助・共助を育む対策の推進**

第1節 県民や地域の防災対策の促進…………… 63

第2節 防災人材の育成・活用…………… 69

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化…………… 72

第4節 ボランティア活動の促進…………… 76

第5節 企業・事業所の防災対策の促進…………… 80

第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進…………… 84

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進…………… 88

第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進

第1節 建築物等の防災対策の推進…………… 94

第2節 公共施設等の防災対策の推進…………… 99

第3節 危険物施設等の防災対策の推進…………… 102

第4節 地盤災害防止対策の推進…………… 106

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備…………… 110

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保…………… 115

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保…………… 121

第3節 医療・救護体制及び機能の確保…………… 127

第4節 応援・受援体制の整備…………… 133

第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備…………… 136

第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進…………… 140

第7節 防災訓練の実施…………… 148

第8節 災害廃棄物処理体制の整備…………… 152

第3部
発災後対策

第6章	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	
第1節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する防災対応
第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する防災対応
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する防災対応
	発災後対策 節別タイムスケジュール 157
第1章	災害対策本部機能の確保	
第1節	活動態勢の整備 161
第2節	通信機能の確保 190
第3節	自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等 203
第4節	災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 217
第5節	広域的な応援・受援体制の整備 228
第6節	国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 234
第7節	災害救助法の適用 238
第2章	緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧	
第1節	緊急の交通・輸送機能の確保 246
第2節	水防活動 256
第3節	ライフライン施設の復旧・保全 259
第4節	公共施設等の復旧・保全 269
第5節	ヘリコプターの活用 275
第3章	救助・救急及び医療・救護活動	
第1節	救助・救急及び消防活動 279
第2節	医療・救護活動 283
第4章	避難及び被災者支援等の活動	
第1節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営 289
第2節	避難行動要支援者・要配慮者対策 298
第3節	学校・園における児童生徒等の安全確保 302
第4節	ボランティア活動の支援 305
第5節	防疫・保健衛生活動 309
第6節	災害警備活動 313
第7節	遺体の取扱い 316
第5章	救援物資等の供給	
第1節	緊急輸送手段の確保 319
第2節	救援物資等の供給 322
第3節	給水活動 329
第6章	特定災害対策	
第1節	海上災害への対策 334
第2節	危険物施設等の保全 340
第7章	復旧に向けた対策	
第1節	廃棄物対策活動 345
第2節	住宅の保全・確保 349
第3節	文教等対策 353
第4節	災害義援金等の受入・配分 358

第4部
復旧・復興
対策

第1章 復旧・復興対策

第1節 激甚災害の指定 363
第2節 被災者の生活再建に向けた支援 365
第3節 復興体制の構築と復興方針の策定 371

特別対策
東海地震に関
する緊急対策
—(南海トラフ地
震に関連する情
報(臨時))—

第0章 当面の対応

第1節 国の当面の対応 377
第2節 県の当面の対応 380

第1章 対策の目的等

第1節 対策の目的及び関係機関の役割 383

第2章 緊急対策

第1節 地震災害警戒本部の設置等 391
第2節 社会の混乱防止のためにとるべき措置 394
第3節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保 398
第4節 学校・園における児童生徒等の安全確保 403
第5節 救助・救急活動及び消防活動 404
第6節 医療・救護活動態勢の確保 405
第7節 緊急輸送態勢の確保 406
第8節 水防活動 408
第9節 緊急の交通・輸送機能の確保 409
第10節 広域的な応援・受援体制の整備 413
第11節 ライフライン施設の安全対策 414
第12節 公共施設等の安全対策 417
第13節 危険物施設等の安全対策 420
第14節 食料及び生活必需品等の確保 421
第15節 社会秩序の維持 423